

千葉県報

号外
令和7年1月16日

主要目次

- 疑似患者の発生
○ 令和七年千葉県告示第七号の四の一部を改正する告示
○ 令和七年千葉県告示第七号の五の一部を改正する告示

告

示

千葉県告示第九号の二

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり疑似患者の発生届出があった。

令和七年一月十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

病名	患者又は疑似患者の区分	家畜の種類	羽数	発生場所	発生年月日
高病原性鳥インフルエンザ	疑似患者	鶏	約三八、〇〇〇	旭市蛇園	令和七年一月十六日

千葉県告示第九号の三

令和七年千葉県告示第七号の四（千葉県家畜伝染病予防規則に基づく鶏等の移動等の制限）の一部を次のように改正する。

令和七年一月十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

表区域の欄第一号中「忍町」を「猿田町、忍町、茶畑町」に改め、同欄第二号を次のように改める。

二 旭市の一部（岩井、岩崎、後草、大間手、行内、倉橋、三川（一般国道百二十六号線の以北の区域に限る。）、高生、長尾、平松、蛇園、松ヶ谷、見広及び狝野）

千葉県告示第九号の四

令和七年千葉県告示第七号の五（千葉県家畜伝染病予防規則に基づく鶏等の移出の制限）の一部を次のように改正する。

令和七年一月十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

表区域の欄第一号中「猿田町」を「清川町一丁目、清川町二丁目、清川町三丁目、清川町四丁目」に改め、「茶畑町」を削り、同欄第二号中「イ」を「足川、イ」に、「幾世」を「幾世、井戸野」に改め、「岩崎、後草」、「大間手」、「行内」及び「倉橋（県道銚子旭線の以北の区域を除く。）」を削り、「琴田」の下に「駒込」を、「三川」の下に「（一般国道百二十六号線の以北の区域を除く。）」、椎名内」を、「下永井」の下に「神宮寺」を加え、「高生、長尾」を削り、「長部」の下に「中谷里、三」を、「西足洗」の下に「仁玉」を、「野中」の下に「ハ」を加え、「平松」、「蛇園（旭市市道一〇二八号線の以北の区域を除く。）」及び「見広（旭市市道二〇四八号線の以北の区域を除く。）」、狝野」を削る。

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八